

農地及び農業用施設災害復旧事業 補助金交付要綱

昭和 58 年 3 月 10 日

最終改正 令和 7 年 3 月 6 日

(目 的)

第 1 条 知事は、農業生産の維持を図り、あわせて農業経営の安定に寄与するため、農地及び農業用施設（以下「農用地」という。）の災害復旧事業及び災害関連事業（以下「災害復旧（関連）事業」という。）を施行する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(責 務)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則及びこの要綱の規定並びに補助金の交付の目的に従い、誠実に事業を行うよう努めなければならない。

(定 義)

第 3 条 この要綱において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次に掲げるものをいう。

(1) かんがい排水施設

(2) 農業用道路

(3) 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

2 この要綱において「災害」とは、暴風、こう水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

3 この要綱において「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち、1 箇所の工事の費用が 40 万円以上のものをいう。

4 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地等を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設をすることを目的とするもののうち 1 箇所の工事の費用が 40 万円以上のものは、この要綱の適用については、災害復旧事業とみなす。

5 前 2 項の場合において、1 の農地等について災害にかかった箇所が 150 メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに 1 の農地等について災害にかかった箇所が 150 メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は 2 以上の農地等にわたる工事当該工事を分離して施行することが当該農地等の効用上困難又は不適當なものは、1 箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する者が 2 以上あるものについては、この限りではない。

- 6 この要綱において「災害関連事業」とは、災害復旧事業の施行のみでは再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う必要があると知事が認めた農地等の改良に関する事業をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる補助事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区又は土地改良区連合
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (4) 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第72条に規定する共同施行者
- (5) その他知事が適当と認める者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、当該災害復旧（関連）事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び機械器具費の合計額（以下「工事費」という。）とする。

この場合において、工事費には、知事が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で災害復旧（関連）工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他災害復旧（関連）工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。また、大規模災害査定方針の凶面の簡素化を適用した箇所については測量及び試験に関する費用も含むものとする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 農地に係るもの
当該災害復旧事業の事業費の10分の5以内
- (2) 農業用施設に係るもの
当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5以内
- (3) 災害関連事業
当該災害関連事業の事業費の10分の5以内

2 その年の1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域として農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）第3条第4項の規定により農林水産大臣が指定する地域内の災害復旧事業については、前項の規定による補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる区分に従い算定した合計額を補助する。

- (1) 市町村ごとに、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額を、その被災した農地等の関係耕作者の実数で除した1戸当たりの災害復旧事業費が、8万円を超え15万円以下となる場合

当該部分については、農地に係るものは10分の8以内、農業用施設に係るものは10分の9以内

(2) 前号の1戸当りの災害復旧事業費が、15万円を超える場合

当該部分については、農地に係るものは10分の9以内、農業用施設に係るものは10分の10以内

- 3 市町村ごとに、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額を、当該災害を受けた農地等の関係耕作者の実数で除した1戸当たりの災害復旧事業費が10万円を超え、かつ、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額を、当該災害を受けた農地等の関係耕作者の実数で除した1戸当たりの災害復旧事業費が、4万円を超える地域については、前2項の規定にかかわらず、当該3年間の災害がその年の1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前2項の補助率を適用して算出した額以内とする。
- 4 前項の規定を適用しないものとして第1項及び第2項の規定により算出した補助の額が、前項の規定を適用して算出した補助の額を超える場合は、前項の規定は適用しない。

(特別補助)

第7条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第2条に基づき政令で指定された激甚災害が発生した場合には、当該激甚災害に係る災害復旧（関連）事業について、前条の規定による通常の補助のほか予算の範囲内において、次に掲げる区分に従い算定した合計額を補助する。この摘要は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧（関連）事業の事業費の総額から、当該事業費につき、前条の規定により補助する額を差し引いて得た額（以下「通常補助控除額」という。）を、当該激甚災害を受けた農地等の関係耕作者の実数で除した1戸当たりの事業費が、2万円を超える地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」という。）第14条の規定に基づき農林水産大臣が告示した市町村の地域に限る。

- (1) 1戸当たりの通常補助控除額が、1万円を超え、2万円までの部分については、10分の7以内
- (2) 1戸当たりの通常補助控除額が、2万円を超え、6万円までの部分については、10分の8以内
- (3) 1戸当たりの通常補助控除額が、6万円を超える部分については、10分の9以内

(査定設計委託費等補助)

第8条 激甚法第2条の規定により指定された災害等で、特に被害が激甚であると認められる災害、又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害が発生し

た場合、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき農林水産大臣に提出する災害復旧事業補助計画概要書（以下「概要書」という。）を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認できる場合に限り、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合で調査、測量又は試験を必要としたものを除く。以下「委託費等」という。）につき、予算の範囲内において、補助金を交付する。この適用は、次の各号のいずれかに該当する事業に係るものに限り、かつ、事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が別に事業主体ごとに定め金額以上となる場合に限る。

- (1) 被害が激甚なことにより補助率が、農地にあつては 0.5、農業用施設にあつては 0.65 を、超えることとなる災害復旧事業。
 - (2) 事業主体ごとの災害復旧事業の決定事業費の総額が、別に定める金額以上となる場合における当該事業主体が行う災害復旧事業。
 - (3) その他農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱(昭和 53 年 3 月 53 構改 D 第 116 号)第 2 (5)に基づき、農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する災害復旧事業。
- 2 前項の(1)、(2)に該当する事業に係る補助対象経費は、次に掲げる 1 箇所ごとの決定事業費に応じて分類し、その分類された決定事業費の合計額に当該各号に定める率を乗じて得た額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。
- (1) 1 箇所の決定事業費が 100 万円以下の場合
1,000 分の 205
 - (2) 1 箇所の決定事業費が 100 万円を超え 500 万円以下の場合
1,000 分の 192
 - (3) 1 箇所の決定事業費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合
1,000 分の 174
 - (4) 1 箇所の決定事業費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合
1,000 分の 151
 - (5) 1 箇所の決定事業費が 3,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合
1,000 分の 116
 - (6) 1 箇所の決定事業費が 10,000 万円を超える場合
1,000 分の 60
- 3 第 1 項の(3)に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。
- 4 補助率は、補助対象経費の 10 分の 5 以内とする。

（事業費の通知）

第 9 条 知事は、農林水産大臣から暫定法施行令第 3 条の規定により決定した額（以

下「決定事業費」という。)の通知があったときは、当該災害復旧(関連)事業を施行する者にこれを通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金を受けようとする者は、災害復旧(関連)事業にあつては補助金交付申請書(第1号様式)に第1号から第3号まで及び第6号に掲げる書類、査定設計委託費等補助事業にあつては補助金交付申請書(第2号様式)に第1号及び第4号から第6号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(第3号様式)

(2) 災害復旧事業補助計画書(第4号様式)

(3) 事業施行に関して許可、認可、同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可、同意又は承認のあったことを証するに足りる書類。

(4) 査定設計委託費等事業の内容及び経費の配分(第5号様式)

(5) 査定設計委託費等契約別調書(第6号様式)

(6) その他知事が必要と認める書類。

(補助の交付の決定)

第11条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その申請者に対し、通知するものとする。

2 第1項の規定により補助金の交付を受けた者が申請を取り下げできる期日は、補助の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(施越工事等)

第12条 災害査定終了後(保留となった地区を除く)で、前条に定める交付決定を受ける前に緊急に事業を実施する事情がある場合、施越工事施行承認書(第7号様式)に地区一覧表(第8号様式)を添付して提出し、知事の承認(以下「施越承認」という。)を得て、当該事業にかかる工事を施行することができる。

(事業着手の届出)

第13条 施越承認を受けた者及び補助の交付決定を受けた者は、当該災害復旧事業の工事請負契約を締結し、工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届(第7号様式)に地区一覧表(第8号様式)を添付して知事に提出しなければならない

(申請事項の変更)

第14条 補助の交付決定を受けた者は、第10条の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書(第1号様式)に変更理由書(第9号様式)を添付して提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(検査又は指示)

第 15 条 知事は、施越承認又は補助の交付決定を受けた者に対して、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることがある。

(補助金の概算払)

第 16 条 知事は、補助を交付決定した場合において必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 補助金概算払請求書 (第 12 号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第 17 条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。

(1) 出来高届 (第 10 号様式)

(2) 出来高内訳書 (第 11 号様式)

(3) 工事請負出来高計算書 (第 12 号様式)

(4) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、前項の検査の結果適当と認め、当該年度の補助金の額を確定したときは、当該年度の補助金について精算するものとする。

5 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(事業完了の届)

第 17 条 補助の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、遅滞なく、災害復旧 (関連) 事業にあつては工事完了届 (第 1 号様式) の第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる書類、査定設計委託費等補助事業にあつては実績報告書 (第 2 号様式) に第 1 号及び第 4 号から第 6 号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 収支精算書 (第 3 号様式)

(2) 災害復旧事業 成績箇所別調書 (第 4 号様式)

(3) 竣工検査報告書の写し

(4) 査定設計委託費等事業成績書 (第 5 号様式)

(5) 査定設計委託費等契約別調書 (第 6 号様式)

(6) その他知事が必要と認める書類。

(完了検査及び是正措置)

第 18 条 知事は、前条の規定により工事完了届又は実績報告書を受領したときは、す

みやかに当該補助事業についての検査を行い、補助の交付決定の内容及び条件に適合していないときは、これに適合するよう指示することがある。

(補助金の交付)

第 19 条 知事は、前条の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の交付決定を受けた者から提出された補助金交付請求書（第 13 号様式）により補助金を交付する。この場合において、第 16 条第 1 項の規定により概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(書類の経由)

第 20 条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、当該事業の施行地を管轄する市町村長を経由しなければならない。

(書類の保存)

第 21 条 補助の交付決定を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後 5 年間これを保存しなければならない。

(事業計画の変更)

第 22 条 当該災害復旧（関連）事業を履行するに際して、決定事業費に対し軽微な変更を行う場合は第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を添えて、それ以外の変更を行う場合は第 1 号から第 4 号に掲げる書類を添えて、遅滞なく災害復旧計画の変更申請を行い知事の承認を得なければならない。

尚、災害復旧（関連）事業における軽微な変更とは、別に定める要領による規定に該当するものを指す。

- (1) 計画変更申請書（第 7 号様式）
- (2) 地区一覧表（第 8 号様式）
- (3) 工事変更理由書（第 14 号様式）
- (4) 計画変更比較表（第 15 号様式）
- (5) その他知事が特に必要と認める書類

(遂行状況報告)

第 23 条 補助の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、遂行状況報告書（第 16 号様式）を作成し知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 58 年 3 月 10 日から施行し、昭和 57 年度分の補助金から適用する。
- 2 昭和 57 年度分の補助金について、この要綱の施行日以前に、旧「農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程」（昭和 29 年 9 月奈良県告示第 445 号）に基づき行われた申請、通知、承認等は、この要綱に基づき行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 5 月 11 日から施行し、昭和 59 年の 5 月 11 日以降に発生した災害について適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 17 日付けで施行し、平成 10 年 3 月 31 日以後に発生した災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 12 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 13 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、改正後の要綱は平成 18 年に発生した災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 9 日から施行し、改正後の要綱は平成 29 年に発生した災害から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行し、改正後の要綱は令和 3 年に発生した災害から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 18 日から施行し、改正後の要綱は令和 5 年に発生した災害から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、改正後の要綱は令和 6 年に発生した災害から適用する。